

学園東町連合自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「学園東町連合自治会」(以下「本会」という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、住民福祉の拡充と生活環境の向上に努める。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、特定の個人、または団体による干渉を受けることなく、自主的に次の事業を行う。

- (1) 全員の福祉の増進と、親睦、互助に関する活動。
- (2) 生活環境に関する活動。
- (3) 地域の住民組織との連携、及び活動支援。
- (4) その他、目的達成に必要な活動。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は、学園東町に住所を有する個人(以下「会員」という)で構成する自治会(管理組合)によって組織する。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名(又は3名) |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 顧問 | 1名 |

(役員選任)

第6条 役員は、各自治会(管理組合)から推薦された各1名の役員及び各自治会(管理組合)が特に推薦する会員の中から選任し、次の各号に掲げる方法で行う。

- (1) 会長 会長は、役員会の推薦により、総会で選任する。
- (2) 副会長 副会長は、役員会で選任し、会長が任命する。
- (3) 会計 会計は、役員会で選任し、会長が任命する。

- (4) 書記 書記は、役員会で選任し、会長が任命する。
- (5) 監事 監事は、役員会で選任し、会長が任命する。
- (6) 理事 理事は、役員会で選任し、会長が任命する。
- (7) 顧問 顧問は、役員会で選任し、会長が囑託する。

(役員任期)

第7条 役員は任期は1年とするが、再任は妨げない。

2.役員が任期中に辞任した時、後任の役員は前任者の残存期間とする。

3.役員はその任期が満了した場合であっても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計、経理を司る。
- (4) 書記は、総会及び役員会の書記を務め、議事録及び広報の作成を行う。
- (5) 監事は、会計、経理の事務を監査し、会長・副会長・他の役員との兼務は出来ない。
- (6) 理事は、各業務の運営にあたる。
- (7) 顧問は、本会の相談役を務める。

(活動費)

第9条 役員は、第8条に定める職務執行にあたり、活動費として実費弁償を受けることができる。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、各自治会(管理組合)を代表する評議委員で構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2.定期総会は毎年1回とし、会計年度開始時に行う。

3.臨時総会は、必要に応じて役員会の決議により、会長が招集する。

4.総会の議長は、総会において選出する。

5.総会は3分の2以上の出席(委任状を含む)で成立し、その過半数で議決する。

(評議委員)

第11条 評議委員は、各自治会(管理組合)代表者の推薦により決定し、構成所帯30戸ごとに1名とする。

30戸以下	1名	121～150戸	5名
31～60戸	2名	151～180戸	6名
61～90戸	3名	181～210戸	7名
91～120戸	4名	211～240戸	8名

(決議事項)

第 12 条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1)事業計画に関する事項。
- (2)予算、決算に関する事項。
- (3)規約の改正に関する事項。
- (4)その他、重要事項。

第 5 章 役員会

(役員会)

第 13 条 役員会は、監事を除く第 5 条に掲げる役員で構成し、総会で決定された基本方針に従い、特に重要な事項を除き、会の運営に関する事項を協議決定する。

- 2.役員会は、定例会及び臨時会とし、臨時会は役員の実請によりその都度、会長が召集する。
- 3.役員会は、役員半数以上の出席(委任状を含む)の役員で成立し、議事は 3 分の 2 以上で決定する。
- 4.役員は、所属する自治会(管理組合)の他の役員を補佐として、同席あるいは代理出席させることができる。
5. 役員会は、第 5 条に定める各役職役員人数(会長を除く)を、第 1 章第 2 条及び第 3 条に則り、年度により適切に変更の上運営することを可とする。

第 6 章 専門部会

(専門部会の設置)

第 14 条 本会は第 3 条の事業を遂行するために、別表のとおり専門部会を置く。

- 2.専門部会は、その運営にあたる担当役員を、会長を除く役員の中から役員会で選任する。

(専門部会の運営)

第 15 条 専門部会の運営については、別に定める規則によるものとする。

別 表

部会名	主な業務内容
総務部会	・役員会、総会の運営に関する事。 ・人事管理に関する事。(役員・専門委員の登録等)
福祉部会	・福祉に関する事。 ・敬老会の開催・運営に関する事。
防災部会	・防災活動に関する事。 ・防災訓練、市民救命士講習会等の開催・運営に関する事。
青少年育成部会	・青少年育成に関する事。 ・青少年育成協議会、他の団体等との情報共有、青少年の育成に資する活動に関する事。
まちづくり部会	・まちづくり全般に関する調査、土地利用、景観に関する事。 ・各部会及び他の団体とも協力して、地域の活性化に資する計画を策定し実行に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・オリックスバファローズの応援に関すること。 ・まちバスを走らせる会の運営・管理に関すること。
防犯部会	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動に関すること。(防犯パトロールの実施、防犯に関する講習会の開催、防犯関連広報物の配布、等。) ・防犯カメラの設置・維持管理に関すること。 ・連合自治会防犯部会防犯グループ規則参照。
環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化に関すること。(クリーン作戦、美しいまち作戦等の実施に関すること。) ・環境一般(騒音、公害、公園・歩道整備、等)の他、適切な生活環境の維持・向上に向けた対応に関すること。
交流部会	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の層ではなく広く一般を対象とする交流に関すること。 ・会員間の交流(スポーツ、文化、ラジオ体操、ウオーラリーの実施、等)を通じて地域の活性化を推進すること。 ・他団体との交流(学園西町、ふれあいのまちづくり協議会、学生との交流、等)を通じて地域の活性化を進めること。
広報部会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動(広報誌の作成等)に関すること。 ・学園東町 H.P.の更新及び運営に関すること。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金等の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、1世帯当たりの年額として、各年度4月1日付の世帯数をもって算定し、各年度6月末迄に各自治会(管理組合)より一括納入(12ヶ月分)を受ける。月額は1所帯あたり80円/月とする。

2.特別の出費があるときは、各自治会(管理組合)の承認を得て、通常会費以外に特別会費を徴収することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

2.年度が終了した時は速やかに決算を行い、監事の監査を受けて、総会の承認を得なければならない。

第8章 細則の制定

(細則の制定)

第19条 本会の運営に関して細則が必要になれば、役員会の議決を経て、定めることができる。

附則

- (1) 設立当初の役員会は、学園東町連絡協議会の議決に基づいて定める。
- (2) この会則は、平成3年6月30日から実施する。
- (3) この会則は、平成18年3月19日の臨時総会決議により改定。

- (4) この会則は、平成 18 年 11 月 26 日の臨時総会決議により改定。
- (5) この会則は、平成 19 年 7 月 22 日の定期総会決議により改定。
- (6) この会則は、平成 30 年 7 月 22 日の定期総会決議により改定。
- (7) この会則は、令和 3 年 5 月 9 日の定期総会決議により改定、実施する。